

# 初期豪商田中清六正長について

村上, 直 / MURAKAMI, Tadashi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

79

(終了ページ / End Page)

96

(発行年 / Year)

1968-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011740>

# 初期豪商田中清六正長について

村上直

## はじめに

戦国末期から近世初頭の段階において、領主の保護を背景として生活資料や軍需物資の供給に独占的な機能を発揮した一群の豪商たちが存在した。これら初期豪商は、側近的な性格をもって、豊臣・徳川両政権の政治権力の貫徹に重要な役割を果たしていたが、とくに秀吉および家康側近の豪商のなかには、御朱印貿易商人の性格を保持しながら、沿岸航路を掌握し、次第に代官化する代官的豪商と称せられた者たちがいた。<sup>(3)</sup>

この代官的豪商、あるいは豪商代官といわれた者たちは、関東・東海筋を基盤とし、地方功者の性格をもちながら、家康の側近的な役割を果たした代官頭とは対照的に、畿内・近江を直接の基盤に経済・商業の掌握を、主要な役割としていたということができるのである。したがって家康は、かれらの在地支配力を利用するよりも、その廻船業者としての手腕を評価し、遠隔地商業のルートによって、蔵米の換金や軍需物資の購入に当らせようとしたと

いえるのである。<sup>(5)</sup>

このような代官的豪商のなかには、きわめてスケールの大きい海外貿易を中心とした茶屋四郎次郎清延・角倉了以光好、同与一玄之・末吉孫左衛門吉安らが含まれているが、その他にも、国内商業に關係し、裏日本沿岸の領主的商品流通に参画した豪商たちも見うけられるのである。この点、本小稿においては、とくに後者に属し、短期間ではあるが佐渡奉行に任命され、北奥羽から敦賀にかけ裏日本の海運に活躍した、田中清六正長<sup>(6)</sup>について考察を加え、あわせて初期豪商の性格の一端を明らかにしてみることにした。

## 注

(1) 初期豪商については、山口徹『初期豪商の性格』『日本経済史大系3 近世上』所収。渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』。また、福井県立図書館・福井郷土誌懇談会編『日本海運史の研究』（昭和四二年）所収論文等参照。

(2) 岩生成一『朱印船貿易史の研究』（一八三—一九二頁）、同

『朱印船と日本町』(四三—五二頁)。川島元次郎『朱印船貿易史』(大正一〇年)(一八七—一六頁)。

- (3) 中田易直「近世初頭の貿易商人たち」『日本人物史大系3、近世1』(八一—一二五頁)。中田氏は、有力な豪商たちを逐次幕吏化し、家康政権下の貿易商人たちが代官化し、豪商にして代官となっていくことを指摘されている。

- (4) 拙著『天領』(一二三—一五八頁)。

- (5) 北島正元『江戸幕府の権力構造』(一三六頁)。

- (6) 田中清六の研究については、岩手県史編纂主任田中喜多美氏より、南部関係史料のうち「東奥旧史集」「奥南旧指録」「内史略」「宝翰類聚」「聞老遺事」「江刺系図」に一部掲載されていることを、また、岩手大学森嘉兵衛教授より田口五左衛門著、常葉金太郎校訂『新庄古老覚書』(大正七年刊)、および、同書所収の「田中宗親書上」について有益な御教示を頂いた。

### 鷹商田中清六と北奥羽

初期豪商田中清六正長は、近江国高島郡田中下城村の生れで、父は弥左衛門と称し、富商であったという。『田中宗親書上』によると、「清六幼少の名は石松、成人仕実名は正長也、母は清六を産候て隙をやり、本阿弥のちゃちゃといふものゝちに出生候、乍去本阿弥おてゝにては無之候、少も本阿弥にかまひなく候、後にはちゃちゃ親類迄に合力仕候」<sup>(3)</sup>とあり、母とは生後、離別したと伝えている。清六は五歳まで東寺の門前に里子に遣ら

れ、後、近江国大房へ移り、九歳より京の法然寺にて修業したが十二歳のとき、父弥左衛門が自害し果てたため、幼少の時代は、きわめて不遇であったといわれている。<sup>(4)</sup>

しかし、清六は筑後国柳川城主三十万石に封ぜられた豊臣旧臣田中兵部大輔吉政の一族であったとも伝えられているから、後年、信長・秀吉に勤仕する機会に恵まれていたといえるのである。とくに秀吉の時代には、近江国八幡山の留守居となり、巧木河内守元綱とも親交があったから、その才覚も早くから認められていたものと思われる。

豊臣政権の全国的支配権の浸透に伴ない、奥羽北部にも、漸次畿内文化が移植されるようになったが、これらの文化の担い手は京都・近江の商人であり、なかでも逸早く、中央の情勢を伝えたのが、この田中清六であったといわれている。『田中宗親書上』によると、清六が初めて奥羽に鷹買として入ったのは、十七歳の時であったという。<sup>(5)</sup>

田中清六の奥羽への出入については、『盛岡市史』には、次のように記してある。<sup>(7)</sup>

初代清六は織田信長に鷹商として出入するに徴するに、天正の初期には既に鷹商として知られた一人とおもわれる。信長の勢力が頗る旺盛になったのは、永禄十一年の入京以降であるが、秀吉・家康の門にも父子相承けて出入し信任が尋常でなかった。清六の南部領に出入する様になったのは、何年ごろであったか明確でない。ただ信直が使者を京都に送ろうとしたのは天正十一年であったとされている。ただし信直に使を通せんと

して、信長の死を聞いて、使者が途中から帰還したと伝えられている。信長や秀吉の動静を伝えたのは実に鷹商清六で、奥州出入は、より早いころと考えられる。

と記してある。

奥羽北部の地は、鷹・白鷹の産地として、著名である。このため鷹買商人が屢々訪れ、これを中央へ運んだのであるが、清六は別名清蔵とも称し、結局、表面は鷹買商人といっても、内実は秀吉の意を帯して諸国を巡行、地方豪族の動静や、その意向を探索して、情勢によっては秀吉に帰服を慫慂する、いわゆる隠密的な役割を果たしていたものと思われる。<sup>(8)</sup>この点について『東奥旧史集』<sup>(9)</sup>によると次のように記してある。

〔前略〕爰ニ京都二条辺ノ者ニ、鷹買ノ清蔵ト云ル者、折々松前ニ往来シテ、信直公田子ノ館ニ在シ鳥砌ヨリ甚タ親ミ愛サレシカ、清蔵今年ハ羽州ヲ歴テ松前ニ押渡リ、其秋、清蔵野辺地ニ廻テ登ケル路スカラ、信直公御世嗣ト成リ玉ヒ鳥由風カニ聞、清蔵大ニ喜テ急キ三戸ニ至着シ、早速、目見得ヲ願シカハ太守兼テ不淺愛シ玉フ、清蔵カ事故、早速、清蔵ニ逢ヒ玉フ。

これによつて、北奥の近世大名としての地位を確立した、南部大膳大夫信直の下で田中清六が鷹商として出入したことが、資料的にも窺知される。戦国大名としての運命を担い、北奥の地で覇を競つた南部晴政の死後、信直が田子城から迎えられ宗家を継ぎ、三戸城に入つてその治の任務に就いたのは、天正十年であつた。したがつて、南部領において田中清六の積極的な活躍は、この南部信直の時代以降であつたとみることができるのである。

初期豪商田中清六正長について（村上）

また、同じく『東奥旧史集』三によれば、

大業記、范幹譜ニ天正十六年清蔵、南部家ノ使者トシテ上方ニ馳登リ、豊臣関白秀吉公ヨリ御朱印頂戴スト有忘説也、如何程太守清蔵ヲ深ク親愛有リシトモ、固ニ大節ナル御朱印ヲ虎人ノ他所者ヲ以テ頂戴有ルヘキ謂ナシ、是ハ清蔵前田家ニ吹<sup>(推)</sup>挙ノ事ヲ短テ秀吉公エノ事ト云シモノナルヘシ

斯テ太守北左衛門信愛ヲ使者トシテ加州ニ差シ登セ玉フヘシトテ、翌年天正十五、良馬二十四匹、俊鷹二十一居用意成シテ、二月十日信愛、三戸ヲ発足シ、諸国乱<sup>(中)</sup>兵ノ破リナレハ旅行何トモ、早俄々タシカラス、四月二日加州金沢ニ至着シテ清蔵カ訓エノ如ク人ヲ以、其筋エ南部ヨリノ使者ノ由、申入鳥所兼テ清蔵カ案内ニ因テ、早速利家卿ヨリ斎藤刑部ト云者ヲ以、遠路太儀ノ旨仰セ有リ、即刑部、先達ニテ城中ニ伴ヒケル、信愛ハ持参成シタル馬鷹ノ内、馬十四・鷹十居、是ハ將軍豊臣秀吉公エ、の旨申請ヘ、偕又、馬十四・鷹十居、是ハ將軍豊臣秀吉公エ、頓テ主人ヨリ献上仕ル所成レ共、諸夏不案内ニ候エハ、何分ニモ可然様御取計可賜ト徳山<sup>(永トモ)</sup>五兵衛入道エ頼入ケル所、徳山此レヲ肯テ必氣遣致サルヘカラス、能キニ計ヒ候ヘシ、先々旅宿ニテ休息アレトテ、即斎藤先達シテ旅宿ニ信愛ヲ伴ヒテ種々懇ニ饗応ス、同月六日朝利家卿左衛門ニ逢ヒ玉フヘシトテ、左衛門信愛、早朝ヨリ登城シテ太刀折紙ヲ以、利家卿エ目見得ヲ成ス（以下略）

とある。このうち北左衛門佐信愛は、南部家中の重臣であり、信直を田子城から三戸城に迎え、南部家の家督相続者に決定したと

き、重要な役割を果たしたといわれており、いわば信直の後見人的性格をもっていた。三戸城主となった信直は、中央の豊臣政権への工作をはじめが、この間の田中清六の動向が、きわめて注目されるのである。

まず清六は畿内の秀吉の動静を伝え、秀吉への接触は、前田利家を通じて行うべきことを進言したり、秀吉の内命をうけて、頻繁に奥羽の情勢の偵察のため往復したと思われる。また、天正十八年、秀吉の小田原攻略戦について、その状況を伝えているが、『聞老遺事』<sup>(11)</sup>四によると次のように記してある。

〔天正〕十八庚寅年三月京師ノ人鷹屋清藏三戸ニ来テ、豊臣太閤秀吉 小田原相模國北条氏ヲ征伐ノ事ヲ告知シム因テ是ニ信直ノ命ヲ荷ヒ小田原ニ到リ豊臣太閤ニ拝謁ヲ遂玉フ、時ニ公御年十五文姿威貌アリ太閤奇トレ之ヲシ終ニ前田利家ヲシテ加冠セシメ諱ノ利ノ一字ヲ遺シメテ利直公ト改メ名云玉フ

このように、北奥南部氏と豊臣政権の接触の役割を果たしたのは、田中清六をはじめ、内堀四郎兵衛らの近江の商人たち<sup>(12)</sup>であったとみられるが、南部信直も、また、清六らの動きを積極的に利用し、これらの仲介によって、南部氏の政治権力の確立を企図したものである。

関白豊臣秀次が、南部氏に与えた書状に次のようなものがある。<sup>(13)</sup>

猶以於ニ京都ニ御用等可レ承候、可属御存入申候

雖ニ未申ニ通候、遂ニ啓聞ニ申候。仍田中清六鷹取差下候、夏中自然鷹取少候者、来秋初、京ニ被レ入ニ御念<sup>(14)</sup>、於御馳走ニ者、可

レ為ニ祝着候、将亦、褶升端進入候、乍ニ輕儀ニ書状候驗斗候、上辺相応候御用等、可レ蒙レ仰候、不レ可レ有ニ疎意ニ候、恐惶謹言。

二月廿六日

秀次（花押）

南部殿 御宿所

この書状は、秀次の関白在任期間が、天正十九年から文禄四年であるから、恐らく、その間に書かれたものと思われるが、その内容は、京都の南部邸に、北奥の鷹を所望したものであり、これによって田中清六が頻りに北奥の地を往復していたことが窺知されるのである。

周知のごとく関白秀次は、文禄四年、秀吉のため高野山に追放、ついで自殺を命ぜられているが、この点について『田中宗親書上』<sup>(14)</sup>には次のように記してある。

秀次公より無役に知行式百石被下、御咄の衆に成申候、其時、秀次切腹の砌、秀次の御前能衆は流され、又、身体果申候衆多く御座候時、秀吉公御申候は此清六には知行其儘可遣との御事に候へ共辞退仕上申候、残りに一人もか様の人無之と承申候この経緯によつても清六は、きわめて秀吉の信任を得ていたことを知ることができるのである。

また、南部利直より上野右近に与えた書状に次のようなものがある。<sup>(15)</sup>

田中清六、馬之尾望ニ付遣候、慥成案内者申付、小荷駄馬之方、不残きらせ可申候也

卯月十六日

利直（黒印）

上野右近

上野右近は、慶長五年以降、遠野横川城代に任ぜられているが、これによって、田中清六が、他方では南部馬の買入を行っていたことを窺知することができるのである。『奥南旧指録』によれば、清六の意見によって、南部信直が前田利家に良馬一頭を贈り、交誼を願ひ出たところから、南部馬が、金や鷹と共に、重要な贈答品であつたといふことができるのである。

さらに清六は、天下統一を基礎とする豊臣政権の全国的な展開を背景に、秀吉の内命をうけて秋田・戸沢・江刺各氏の奏者を勤めたといえるのである。<sup>(17)</sup>『内史略』所収の「江刺家譜」によると重恒、江刺兵庫殿、天正十八年没落、南部領乙茂へ落来ル、浅野長吉下向ニ付、京都ヨリ数年下リシ鷹買、田中清六ヲ以、逆心無之旨陳謝シケレハ、御許容有テ住居安証之証文ヲ賜リ、南部ヨリ天正十九年二千石賜ル

とある、これによって、豊臣政権の下における清六の位置は、初期豪商として中央の政治権力に直結していたことを知るのである。また、清六は南部領内において、金の産出する地帯を利直から給されたといわれているが、このことは、鉱山の利権を狙う、上方商人の活発な動きにも関連しており、また、これら上方商人は剃髪僧形の法体の姿で、奥州に出入したといわれている。<sup>(20)</sup>

注

- (1) 石塚資元『敦賀志稿』四卷(嘉永年間の著述)。福井県立図書館舟沢茂樹氏の御教示によると、原本は敦賀市三島、石井左近氏が所蔵。敦賀会『敦賀叢書』(明治四十年刊)収録されており、田中清六については、敦賀町船町の条に

初期豪商田中清六正長について(村上)

記されている。なお、田中清六に関する記載の部分は、拙稿「大久保石見守長安の研究覚書」(『信濃』第一九卷第六号)に紹介してある。

- (2) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』所収(附録乙)三三一—三三二頁。この書上は、田中清六の三男清水執行宝性院僧都宗親が、亡父の経歴を書上げたもので、承応三年七月の日付がある。

- (3) 「田中宗親書上」前掲書(三三四頁)。

- (4) 「田中宗親書上」前掲書(三三四頁)。

- (5) 「盛岡市史」二卷(三〇二頁)。「高島郡志」(滋賀県)(三一五頁)

- (6) 森嘉兵衛『津軽南部の抗争—南部信直—』(一三七頁)。なお「田中宗親書上」前掲書(三三五頁)

- (7) 『盛岡市史』二卷(三〇四—三〇五頁)、田中清六の奥州出入の項。『新庄古老覚書』(三二—三三頁)覚書卷之一。「田中宗親書上」前掲書(三三五頁)

- (8) 森嘉兵衛、前掲書(一三六頁)

- (9) (10) 岩手県立図書館所蔵。

- (11) 岩手県立図書館所蔵。

- (12) 『盛岡市史』二卷によれば、京洛方面の情勢を奥州に伝播したのは、田中清六の他、内堀四郎兵衛・宮永左月、さらに蒲生氏郷・浅野長政・木村吉晴の家臣で南部家の家臣となったものがあり、人事の交流・文物の滲透は旺盛であつた、とある。(三〇二頁)

- (13) 南部家文書。『岩手県史』五卷(三七頁)。なお、同県史によると、この書状は、文禄三年二月に比定されている。
- (14) 「田中宗親書上」前掲書(三三七頁)
- (15) 岩手県立図書館所蔵。『内史略』後二。
- (16) 岩手県立図書館所蔵。森嘉兵衛、前掲書(一四〇頁)。
- (17) 『盛岡市史』二巻によると、大島正隆「秋田家所蔵文書解説」には、田中清六は「既に信長の時代より、鷹商として奥羽に上下し、その関係上自然奥羽の諸大名と親しく、戸沢氏・南部氏の奏者を勤めたりした人である」と記してあるという(三〇三頁)。
- (18) 岩手県立図書館所蔵。『岩手県史』三巻(七三六―三七頁)
- (19) 田中喜多美「南部藩」『物語藩史』(二三九頁)。
- (20) 『盛岡市史』二巻(三〇三頁)。

### 北国海運と田中清六

北奥羽の地域における田中清六の活躍は、きわめて注目すべきものがあるが、慶長四年以降になると、家康の書状のなかに、清六の名を頻繁に見出すことができる。これによって秀吉の死後、政治権力を漸次、掌握していった家康が、北奥羽の政治支配において、秀吉時代に引続き、清六の役割を重視していたことを知ることができるのである。

即ち、慶長四年、出羽国角館城主戸沢九郎五郎政盛は、会津の上杉景勝の封地、仙北北浦が会津との国境にあるため、景勝の動静を家康に報告している。これに対して、十一月になると次のよ

うな書状が、家康より与えられているのである。<sup>(2)</sup>

飛脚到来祝著候、其表之様子得<sup>(田中清六)</sup>其意<sup>(田中清六)</sup>候、猶田中可<sup>(田中清六)</sup>申也、

十一月二十日

家康(判)

戸沢九郎五郎殿

これによって、清六が、戸沢政盛との連絡に立合っているが、他方「源勝院様御代に田中清六に知行六百石被成下、知行所は小国満沢村にて三百八十二石五斗、谷地上野村にて二百十七石五斗<sup>(3)</sup>」とあることから、当時清六が北奥で知行地が与えられていたことを知るのである。また、清六は北奥羽の往来と、どのようなルートによって活発に行なっていたのであろうか。畿内より遠隔地である奥羽各地への往来は、豪商としての田中清六が特定の交通路を掌握していたことを推測することができるが、これについて清六へ与えられた船舶諸役免許状は、その状況を伝えるものとして注目されるのである。<sup>(4)</sup>

北国中於津湊泊、田中清六船之儀、諸役等在<sup>(5)</sup>之間敷者也、仍如件

慶長四年十二月廿六日

御書判

田中清六とのへ

これによって、北国の津湊に停泊する田中清六の持船に対しては、一切の諸役を免除する旨を明示されているが、結局、清六は船舶を所有し、さらに政治権力より特別の保護を得ることによって、沿岸航路を利用し豪商としての機能を發揮していたということができるのである。ついで翌五年には長束正家・増田長盛・前田玄以三奉行により次のような免許状が与えられている。<sup>(5)</sup>

諸国廻船何の於<sub>二</sub>諸浦<sub>一</sub>も役儀從<sub>二</sub>先年<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>成御免許<sub>一</sub>候、然は今の砌、自然其方船違亂の族在<sub>レ</sub>之は、可<sub>レ</sub>有言上<sub>一</sub>候、御法度の趣急度可<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>届候、仍如<sub>レ</sub>件

慶長五年正月十三日

長大 正家 判  
増右 長盛 判  
徳善 玄以 判

#### 田中清六殿

このような、諸役を免除され、海上交通を保護するケースは、すでに徳川氏の場合には、天正十年八月に、伊勢の角屋七郎次郎に与えた朱印状によっても知ることができる。

#### 四百斛船隻艘之事

右分國中諸湊出入役以下之諸役、所<sub>レ</sub>令<sub>一</sub>免許、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件

天正十年八月廿三日

安倍善九 奉之

#### 勢州大湊

角屋七郎次郎とのへ

また、摂津の豪商で、後年朱印船貿易家として活動した。末吉勘兵衛に対して、天正十六年八月に、分國中の港湾出入の自由を保証した、次のような朱印状が与えられている。

免船六艘<sub>二</sub>分國<sub>一</sub>、諸浦往還不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件

天正十六年八月四日

末吉 勘兵衛

(家康朱印)

初期豪商田中清六正長について(村上)

こうした特定の船舶に対する、保護政策は、徳川氏の政治権力の拡大に伴ない、その有効区域も、遂次、拡張されていったものと思われるが、このことは、遠隔地に対する領主が商品流通をバック・アップする意図を示していたといえるのである。

また、慶長五年七月、敦賀の豪商道川三郎左衛門に対して、南部信直は、千三百石積一艘、千石積一艘、合わせて二艘の領内における湊役を免除しているのである。

其方船、我等領内何れの津之罷越候共、役儀一切有間敷もの也

慶長五年七月二日

道川三郎左衛門とのへ

利直(印)

初期豪商による沿岸航路の活況は、上方商人によって、漸次、北奥州に及んでいったものといえるが、当時の豪商は千石積程度の持船を、六艘から九艘位、所持しており、田中清六の場合も、ほぼ同様の持船によって遠隔地商業に参画していたものと思われる。

秋田氏財政の算用構造について分析された、渡辺信夫氏の研究によると、慶長五年の支出のなかで、大高甚介算用分の九一九石余には「田中清六内中嶋源七・新六・中村又左衛門両三人ニ渡申」分が含まれているが、それは恐らく、田中清六の手代とみられる者に、換金分と思われる多量の米を渡していることが指摘されている。

秋田氏の財政は、結局、支出面では物成米、その他現物の換金、銭の両替等、商品流通に依存することが大きかったとい、他方、増大する畿内の米穀需要を満すため、米穀は海上輸送によ

って積極的に行われ、金・銀は京・堺・小浜・敦賀などの畿内周辺の諸都市によって調達し、この中心的役割を果たしたのが、初期豪商であったといわれている。<sup>(10)</sup>これに対して、むしろ、この段階においては、秋田氏は物成米の地払いを通じて金・銀・銭を取得したのであって、その換金を担当したのが、秋田に進出してきた上方商人であり、かれらは、その米を秋田領内および近辺で換金化を計り、利潤を成立させていたという見解がある。<sup>(11)</sup>これらによっても田中清六らの上方商人が、流通機構のなかで換金化の主要な役割を果たしていたことを窺知できるのである。

注

(1) 『新訂寛政重修諸家譜』第九(三一二頁)。戸沢政盛の項

で「政盛が封地仙北北浦は会津と疆を接するをもって、景勝が進退をうかがひしり、且鳥居彦右衛門元忠が弔たるにより、このことを告たてまつりしかば、十一月二十日御書を下さる」とある。

(2) 『新庄古老覚書』、『譜牒余録』四十五。中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(四五四頁)。

(3) 『新庄古老覚書』(三三—三四頁)覚書卷之一。

(4) 『田中宗親書上』「新庄古老覚書」所収。中村孝也 前掲書(四六一頁)。「敦賀志稿」

(5) 『新庄古老覚書』(三四八—三四九頁)

(6) 岩生成一『朱印船貿易史の研究』(三九頁)。川島元次郎

『朱印船貿易史』(四四四頁)。

(7) 岩生成一 前掲書(四〇頁)。川島元次郎 前掲書(四一

六頁)。

(8) 道川文書。工藤定雄「酒田商人の研究—請株制の系譜—」

『東北水運史の研究』(二七頁)。文禄の役に、南部信直は出陣したが、その際に敦賀の豪商道川三郎左衛門の船便を借りて武器を運んだ縁故によるといわれる。道川は関が原戦前後に諸大名の要請に応じて北国を往来していたといえる。山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態」『歴史学研究』二四八号(四頁)には、南部藩では調達金の御用達を道川に命じ、その代償として領内一統無役に出入候様之御判物を与えた、と記してある。

(9) 渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』(四七頁)。

(10) 山口徹「初期豪商の性格」前掲書。(一四七—四八頁)。

(11) 渡辺信夫 前掲書(六五頁)。また、山口啓二「豊臣政権

の成立と領主経済の構造」『日本経済史大系3 近世上』。山口氏は「金子の場合には上方商人に米を売却して金子を請取っている事例もあるが、多くは米の払先か注記されていないので地払と考えられる」(一二五頁)とある。

### 関が原の戦と田中清六

慶長五年、関が原の戦は徳川氏の覇権確立を決定的なものとしたのであるが、この前哨戦ともみられる会津上杉景勝の攻撃は、奥州諸侯の帰趨を知るうえに重大な意義をもっていたといえる。

上杉景勝の挙兵の報に接した家康は、同年七月二日江戸城に帰着、七日には外様諸侯を招いて饗応し、二十一日を会津攻撃の日

と定め、軍令を発して全軍の部署を定めている。とくに家康が、中川市右衛門忠重、津金修理亮胤久に与えた、七月七日付の覚書によれば、米沢口より会津へ攻入る場合には、山形城主最上義光を先峰とし、南部利直・秋田実季・小野寺義道・六郷政乗・戸沢所盛・本堂茂親の出動を命じ、諸將の部署を指令しているのである。

このような指令に基づき、家康は、出羽角館城主戸沢政盛の他、松山城主秋田実季・由利郡仁賀保領主仁賀保挙誠および小介川孫次郎に次のような書状を与えている。

書状到来、祝著之至候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、其方事山形出羽守有同心、米沢表へ可有参陣候、猶田中清六可申候、恐々謹言、

七月七日

戸沢九郎五郎殿

御諱御判

急度申遣候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、其方事山形出羽守有同心、米沢表へ可有参陣候、猶田中清六可申候、恐々謹言

七月七日

家康(黒印)

秋田藤太郎殿

飛脚到来祝著候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候間、其方事庄内江為押可被罷在候、猶田中清市可有申候、恐々謹言

七月七日

仁賀保 兵庫頭殿

御諱御黒印

初期豪商田中清六正長について(村上)

小介川 孫次郎殿

これらの書状によって明らかのように、家康の意志を直接伝えたのは、豪商田中清六であったことを知ることができるのである。既に述べたように清六は、秀吉時代より、北奥羽の事情に精通し、鷹買商人としてよりも、隠密的な活動が注目されているが、それにもまして、初期豪商として、諸侯の財政に直接、関係していることは、とくに軍事的にも家康の奥州支配にとって最適の使者であったことはいうまでもない。

また、関が原の戦における田中清六の活動は、奥州のみに限られたわけではなかった。

当時、尾張国大山村主石川備前守貞清は、その向背如何が、東軍の戦局の動向に重大な影響を及ぼすと見做されていたが、貞清からの家康への書状に対して、八月八日付で家康は次のような返書(3)を貞清兄弟に与えているのである。

先度飛脚之砌、可為返礼之處、飛脚其儘立歸候間、無其儀候、其方兄弟之事、連々懇切之事ニ候間、弥不可有無沙汰(田中清六)と存候、委細田中可有申候、恐々謹言

八月八日

家康判

石川 備前守殿

この使者は、田中清六であったことが窺知されるが、貞清は、同月二十八日、木曾谷において攻撃の命をうけた、徳川方の千村良重、山村良勝のため、犬山城から潰走を余儀なくされているのである(4)。しかしながら、このような清六の活躍が、関が原決戦の前哨戦に重要な役割を果たしていたことはいうまでもなかった。ま

た、九月四日には、石川貞清の、井伊直政・本多忠勝の兩人宛の書状を家康が披見し、その忠節に満足の意を表わしているが、これについても

(古田織部)

追而古織かたへ之書状得<sup>レ</sup>其意候、已上、

兩人かたへ之御状令<sup>ニ</sup>披見候、仍今度不慮之儀、無<sup>ニ</sup>是非<sup>ニ</sup>仕合共候処、日来之御好味思召可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>忠節<sup>ニ</sup>由、満足候、委細田中可<sup>レ</sup>申候条、令<sup>ニ</sup>省略<sup>ニ</sup>候、恐々謹言

九月四日

石川備前守殿

御諱御判

と、その委細は清六が伝えることが記されている。なお、同日、本多正純からの田中清六に対して、返書が送られているが、それには次のように記してある。

石川備前殿より之御状、併貴所御文、何茂則入<sup>ニ</sup>御披見候、日来之好味を恩召、今度之御忠節大形ならず、御祝著被<sup>レ</sup>成、御書被<sup>レ</sup>遣候、殊<sup>ニ</sup>十一日も石川備前殿より、古織へ御越之御状も懇ニ入<sup>ニ</sup>御披見候、是又一段と満足被<sup>レ</sup>成候、其はす此度之御返事ニも被<sup>レ</sup>仰遣候、此節候間、弥御忠臣被<sup>レ</sup>成候様ニと御心得頼入候、恐々謹言

九月四日

田 清 殿

御 報

正純 判

本弥 八

返々此度石川備様御忠節之儀、日来御頼敷被<sup>レ</sup>存候、首尾不<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>候儀候と被<sup>レ</sup>申、くれ<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>満足<sup>ニ</sup>候。此上弥被<sup>レ</sup>出<sup>ニ</sup>御精<sup>ニ</sup>御尤候と奉<sup>レ</sup>存候、此由可<sup>レ</sup>然様ニ石川備様へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰上候、

将又今四日ニ至テ、三島被<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>著陣<sup>ニ</sup>、路次中殊之外被<sup>レ</sup>急候、十日時分ニ其表へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>罷出候、諸勢ハはや五六日已前ニ罷出候間、可<sup>ニ</sup>御心易<sup>ニ</sup>候、江戸中納言殿信州表を直ニ濃州へ被<sup>レ</sup>罷出候、此等之通、福大夫様・羽三左様へ可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御忠進<sup>ニ</sup>候、

(徳川秀忠)

(福島正則)

(池田輝政)

(注)

以 上

これによつて田中清六が、石川貞清の去就に通じていたことが窺われるのである。

このように石川貞清に関連する清六の活躍は、これら書状によつても知ることができるが、それと同時に、東国における情勢判断は、大部分が田中清六よりの内報によつて決定されていたものと推定することができるのである。

会津上杉景勝征伐に際し、奥羽諸大名の動向は、注目すべきものがあつたが、八月十九日には、南部利直に対して、家康は次のような書状を与えている。

其元迄御出陣之由、御大儀候、内々田中清六ニ申候間、御參陣有間敷ト存候処、それ迄御出陣祝著之至候、早々有<sup>ニ</sup>帰陣<sup>ニ</sup>、御休息尤候、恐々謹言。

八月十九日

南部信濃守殿

家康(花押)

これは、南部信直の病死後、南部領内の動揺を配慮し、嗣子利直に米沢口出陣を見合せるよう田中清六を使者に派したのに対し利直が出羽勝山まで出陣した労を稿つたものである。

また、同日付で、出羽国仙北郡横手城主小野寺義道、同六郷城主六郷政乗に対しても、次のように書状が發せられている。

其元迄出陣之由、御大儀候、内々田中清六に申候間、御參陣有間敷と存候処、御出陣祝著之至候、早々有<sub>レ</sub>歸陣、御休息可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、恐々謹言

八月十九日

横手殿

家康（花押）

其元御出陣之由御大義候、内々田中清六に申候間、御參陣有間敷候与存、致<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>候処、其元御出陣祝著之至候、早々有<sub>二</sub>歸陣、御休息<sub>一</sub>最<sub>二</sub>候、恐々謹言<sub>（七）</sub>

八月十九日

六郷殿

御諱御判

これらの書状によつて、田中清六を使者として、出馬を見合ふように申伝えてゐることが窺知されるのである。また、八月二十一日には、出羽国松山城主秋田実季に対しても、出羽国内の擾乱を惧れて、歸陣休息を命じているのであるが、これについても、<sub>（田中清六）</sub>「仍先書田中所より如<sub>二</sub>申遣候<sub>一</sub>、上方鉾桶付而、令<sub>二</sub>上洛<sub>一</sub>候条、先々被<sub>二</sub>罷歸<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>此方<sub>一</sub>重而左右次第迄可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>在國<sub>一</sub>候<sub>（九）</sub>」とある。さらに、この日、庄内の上杉勢を攻めるため、御崎に出馬した出羽国由利郡赤尾津城主赤尾津孫次郎に対して、本多上野介正純の添状には次のように記してある。

追而申候、様子之儀者最前田中清六被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、定而飛脚參著可<sub>レ</sub>申候、已上、

其元之様子、以<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>候、即遂<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>候、仍早々其表御參陣、一段祝著被<sub>レ</sub>存候、乍<sub>レ</sub>去、就<sub>二</sub>上方鉾桶<sub>一</sub>、此表仕置等丈夫被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>、中納言殿被<sub>二</sub>差置<sub>一</sub>、近日被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>上洛<sub>一</sub>候之条、其

初期豪商田中清六正長について（村上）

表之儀も先々有<sub>二</sub>御歸陣<sub>一</sub>、重而御一左右迄可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成御休息之旨候、將又上方之儀、奉行中雖被<sub>二</sub>申合<sub>一</sub>候、差儀無<sub>レ</sub>之候、於<sub>二</sub>御上洛<sub>一</sub>者、則平均可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候条、可<sub>二</sub>御心安<sub>一</sub>候、駿州・遠州・三州・尾州・濃州・勢州・信甲迄、悉諸城此方之人数被<sub>二</sub>入置<sub>一</sub>、人質等無<sub>二</sub>残所<sub>一</sub>到<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>參候条、於<sub>二</sub>様子<sub>一</sub>是又可<sub>二</sub>御心易<sub>一</sub>候、隨而本多中務為<sub>二</sub>先手<sub>一</sub>、廿日以前尾濃表江被<sub>二</sub>罷上<sub>一</sub>候条、返事無<sub>レ</sub>之候、委細御使者可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>演說<sub>一</sub>候、恐惶謹言

八月廿一日

本多弥八郎

赤尾津孫次様

人々御中

正純判

ここにも追書にて田中清六からの飛脚が、やがて到着すること伝えてゐるのである。

かくして九月十五日、美濃関ヶ原の決戦は徳川方の勝利に終つてゐるが、十一月二十日、大坂城西の丸に入った家康に対し、在國の秋田実季が<sub>（田中清六）</sub>出羽方面の状況について飛脚を遣わしてきたことを悦んで次のような書状を与へてゐる。

飛脚到来祝著候、其表之様子相心得候、猶田中可<sub>レ</sub>申候也  
十一月廿日 家康（印）

秋田 藤太郎殿

このように、関ヶ原の合戦にみられる、家康の書状のなかには戦局の帰趨を決定する清六の積極的な活躍を窺うことができるのであるが、これについては「関ヶ原の陣立の談合の使常秀にて候事<sub>（十二）</sub>」とあり、また『田中宗親書上』によると次のように記して

(13)  
ある。

(関原)

青野原の陣の談合、諸大名へ使を申候は、清六にて候、大坂にて御談合の人衆本田佐渡守・村越茂助・清六にて候、其内余も定て可有之候半哉、其後東へ御下りの時、清六は御供申立申候、石田治部申候は清六は如何にと問申候へば、内府に付立申候と申候時、不果報者と申候由承申候

『敦賀志稿』によると「慶長五年関原御陣之節宗族田中兵部少輔長政朝臣始吉政後長政と改の手に属し兄田中清左衛門と共に石田三成を捕て奉り、軍終て後、神君（家康）御手つから長刀一振を賜り敦賀表仕置の命を蒙り」とあり、西軍の指揮者石田治部少輔三成の捕縛に功勞があつたという。

石田三成の居城、近江国佐和山の落城は九月十七日であつたがこの日家康は、田中吉政に命じ、三成の搜索に当らせている。吉政は近江国の出身であり、付近の地理にも明るく、平素から三成と親しかつたことから、追捕には適任とみて命ぜられたといわれている。<sup>(15)</sup>九月二十三日付の青山常陸介忠成・内藤修理亮清成・酒井右兵大夫忠利より、本多佐渡守正信・平岩主計頭親吉らに宛てた書状によると「小西をハ最前被<sup>(小西行長)</sup>為<sup>(石田三成)</sup>生捕<sup>(安國寺惠庵)</sup>候、石田治部・安國寺を北近江越前境ニ而、田中兵部殿内同名伝左衛門と申者生捕、今廿三大津迄為<sup>(16)</sup>引参<sup>(17)</sup>候事」とある。恐らく「田中兵部殿内同名伝左衛門」とあるのは、清六の兄清左衛門を指しているとも思われる。三成は近江国伊香郡古橋村において捕えられたが、吉政はかつて三成から得た思誼を感じて厚遇したという。清六も兄清左衛門とともに、吉政に属し、三成に接する機会があつたと思われる

のである。

この点について『田中宗親書上』には、「権現様の御代には諸大名衆用甚敷御座候、其証拠は石田治部少輔子を正長清六、烏帽子ごに頼申候へ共辞退仕候、為後能仕合に成申候<sup>(18)</sup>」とあることから窺われよう。

注

(1) 「書上古文書」中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（五〇四頁）。

(2) 「古文書集」「新庄古老覚書」「秋田家文書」「譜牒余録」「古文書集」中村孝也 前掲書（五〇五―五〇七頁）。

(3) 「譜牒余録」三十六。中村孝也、前掲書（五六七―五六八頁）。

(4) 所三男「大久保石見守長安と信濃」『地方研究論叢』（一八八一―二〇四頁）。

(5) (6) 「譜牒余録」三十六。中村孝也 前掲書（六六五―六六六頁）。

(7) 「南部家譜」「南部諸士系図」中村孝也 前掲書（五八九頁）。

(8) 「小野寺文書（東京大学史料編纂所影写本）。古文書集 中村孝也 前掲書（五八九―五九〇頁）。

(9) 「秋田家文書」「古文書集」中村孝也 前掲書（五九五頁）。

(10) 「譜牒余録」三十六。中村孝也、前掲書（五九九頁）。

(11) 「秋田家文書」中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之二

(二六一頁)。

(12) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三二頁)。

(13) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三七頁)。

(14) 石塚資元『敦賀志稿』四卷、『高島郡志』(滋賀県)五頁)。

(15) 今井林太郎『石田三成』(人物叢書)(二〇八一—二二三頁)。

(16) 「堀文書」『信濃史料』第十八卷(五二〇頁)。

(17) 今井林太郎『石田三成』によると、三成の逮捕には吉政の家臣田中長吉を命じたとある(二一〇頁)。

(18) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三七頁)。

### 佐渡奉行田中清六

佐渡金銀山の採掘は、天文十一年、沢根に鶴子銀山が発見開発されたときに始まるといわれている。やがて天正十七年、佐渡は上杉景勝の分国となり、外山に陣屋を設けて目代を置いたという。文祿四年五月、石見国の山師忠左衛門・忠次郎・忠兵衛の三人が渡来し、本口間歩を移行するに及んで隆盛をみるに至ったのである。他方、相川金銀山は、慶長六年、鶴子銀山の山師三浦次兵衛・渡辺儀兵衛・渡辺弥次右衛門が、相川を探索し、川口より川沿いに山に分け入り、金銀鉱の大露頭を発見し、これが佐渡金銀山の空前の盛況をもたらす端緒になったといわれている。<sup>(1)</sup>

関が原の戦後、徳川氏の重要鉱山直轄制が急速に促進されるが佐渡金銀山では、どのような支配形態によって行われたのであろうか。この点、『朝野旧聞哀藁』によると、慶長六年七月十五日

「河村彦左衛門・田中清六等を奉行として、佐渡国相川の仕置を命ぜらる<sup>(2)</sup>」とある。慶長三年、豊臣秀吉は上杉景勝を会津に移封したが、佐渡は、なお上杉領として河村彦左衛門吉久が支配した。結局、佐渡は彦左衛門が豊臣氏の代官として引続き支配したことになるのであるが、このことはかれが在地の実情に精通しているばかりでなく、とくに慶長二年から同五年にかけ、佐渡一国検地の実施に当り、優れた民政の手腕が評価されたためと思われる。<sup>(3)</sup>

関が原の戦において、後背作戦に縦横の活躍を示した田中清六は、河村彦左衛門の佐渡支配が引続き決定すると、新らたに家康から佐渡支配の担当奉行を命ぜられることになったのである。佐渡の請取は慶長五年十一月であり、この間の経緯について『田中宗親書上』<sup>(上杉)</sup>には、次のように記してある。<sup>(4)</sup>

佐渡国は長尾景勝持にて候、常秀、権現様の御使にてこきおとし御取候て御上被成候、其時、佐渡を預り候て居候仁は川村彦左衛門<sup>(推野)</sup>といひのと申仁にて候、川村進退にて候、始は渡し申間敷と申候を種々才覚にて渡し申候て、川村も権現様へ御奉公に出申候、しいのは後、佐渡を渡し申候事を後悔に存候て、度々<sup>(清六)</sup>常秀を殺可申と仕候へ共、成不申候てしいのはころされ申候事又佐渡請取の時、大風にて候処に御渡り候事手柄と人々申候由に候

これによって、佐渡の支配は、河村彦左衛門と椎野某に委ねられたが、椎野が清六の殺害を企図し、逆に死罪に処せられたことを伝えている。また、清六を佐渡奉行への任命については、<sup>(3)</sup>

佐渡請取の年閏が原陣の年也、知行被下候は三年目也、常秀御申候は、佐渡代官はいやにて候間、誰に成共可被仰下との事に候時、先一年仕候へと被仰候て、三年目に越後せうないにて三万石成共、又、佐渡にて五千石成共望次第と被仰候所に、せうない三万石より佐渡五千石は過分にまさり申候故、五千石御取候て後は後悔にて候

とあり、金銀山のある佐渡の収益の多いことを見越して、自ら佐渡を選んだと記してある。

このとき、清六に与えられた朱印状は、次の通りである。

一、佐渡国銀山如<sup>(6)</sup>前々、金穿共召集候事

一、河村彦左衛門儀赦免候条、彼国有附仕置等可<sup>(7)</sup>申付<sup>(8)</sup>者也、仍而如<sup>(9)</sup>件

慶長六年五月五日

田中清六とのへ

これは、銀山開発の促進と、上杉旧臣の河村彦左衛門を赦免し佐渡奉行に任じたことを清六に伝えたものであるが、結局、慶長六年以降は、彦左衛門は、徳川家に直属した豪商代官田中清六の補佐的位置にあったことが窺知されるのである。

佐渡へ派遣された田中清六は、直ちに彦左衛門と協議の上、佐渡の支配を沢根町字鶴子に陣屋を設置し、支配することに決したというが、この間の事情について、『佐渡年代記』の慶長六年項に次のように記してある。

一、大久保石見守長安、伊豆・石見・佐渡銀山按検の事を命せらる。長安初は藤十郎と云、後石見守に任し武州滝山におい

て八千石を賜る。但、慶長八年より長安佐渡を支配すと云伝ふといへとも、実は此年より佐渡の事をも命せられると云へり、先つ石見守等の公務繁きか故、慶長八年に至りて、始て目代等を遣はせし故、八年より支配すと云なるへし。

一、佐渡の様子を監察せられんために、去年御家人田中清六を遣はされし故、越後寺泊にて菊屋新五郎といふものを語らひ先達て佐渡へ遣はし、帰るを待て清六渡海し、国中をめぐり帰参の上、再応今年渡海し公務を沙汰す。

とある。また、『佐渡志』によると、「慶長六年辛丑閏東の御料に併せられしより河村彦左衛門吉久・田中清六二人をして此国を治めしめらる。吉久は前の年庚子の九月一國の検地をせし人なり、又、清六は此年始めて閩東より下されしといへり」とある。これらによつて、佐渡は慶長六年以降、代官頭大久保長安の管轄下に組み込まれていたことに注目すべきである。したがって、佐渡の支配に任せられた田中清六は、石見・佐渡と裏日本の重要金銀山を掌握した、大久保長安配下の豪商代官の性格をもつて、民政を支配していたことができるのである。この点、『敦賀志稿』によれば、慶長五年以後、敦賀表の仕置を命ぜられた清六は、その後、権田小十郎にその役を譲り「翌年佐渡国御検地奉行<sup>(10)</sup>此時佐渡川村彦左衛門・田中清六の命を蒙り、相川に在て金山を見出し、其段及言上御下知を受堀立るに、段々盛に出るを以て敦賀浜に蔵屋敷を建へき命を蒙り、金山御用の道具類、敦賀より送り下す事、右屋敷にて勤し<sup>(11)</sup>」とある。

これによつて、大久保長安配下の佐渡奉行に任せられた田中清

六は、敦賀に蔵屋敷の設置し、北奥羽に派遣した持船を利用し、金山御用の道具類を、佐渡に輸送する役割を果たしたといふことができる。したがって、田中清六の佐渡奉行への登用は、豪商としての機能を、裏日本の海運と佐渡金銀山の開発に發揮させ、あわせて画期的な採掘の促進をはかる意図があったといふことができる。

『佐渡志』<sup>(10)</sup>によると、河村・田中両奉行の禄高は、

河村彦左衛門吉久

禄千五百石

慶長六年辛丑より八年癸卯に至る

田中清六

禄千八百五十石

右に同じ

とある。しかし、慶長七年七月には、田中清六に対して、次のような年貢米五千石が与えられている<sup>(11)</sup>。

於「佐渡国」、物成五千石宛行訖、全可<sup>(12)</sup>領知一者也

慶長七年七月廿三日

田中清六とのへ

また、この年、佐渡の支配は、新たに中川主税・吉田佐太郎を派遣することによって、四奉行制による二奉行一組の交代支配の形態がとられることになったのである<sup>(12)</sup>。しかしながら、こうした支配形態が消滅して、一挙に代官頭大久保長安の直接支配が実現し、佐渡全島を掌握したのは、慶長八年のことであった。

『朝野旧聞哀藁』によると、慶長八年「大久保石見守長安に佐渡の奉行を兼ねへき旨命せらる」とある<sup>(13)</sup>。即ち、この年、田中・河村両奉行は、交代制によって帰国中、中川主税・吉田佐太郎阿

奉行が農民に重税を課したため、佐渡農民は江戸へ出訴し、奉行の彈劾を行なった。その結果、幕命によって吉田は切腹、中川は改易、さらに帰国中の田中・河村も連坐の処置がとられ、御役御免となったのである。これについては『田中宗親書上』によると次のように記してある<sup>(14)</sup>。

其後<sup>(吉田佐太郎)</sup>左太郎欲心計仕候、横目に<sup>(大久保長安)</sup>大久保石見を御下し被成候時、

左太郎悪事共申候へば御聞被成候て、左太郎は父子共切腹に被

成候、此左太郎は土井大炊殿相掣に候、清六も横目を不遣前に

可申上事に候、其科故、知行は被召放候と被仰候、石見も能時

分御前を申調候はんと申候、其意根は佐渡の事申上候へば悪敷

候故、御前に出ぬ様に申成候由に候、御佗言仕候はゞ可被召出

処に六年計少もかまひ不申候て居申候、其意は我手柄にて取候

知行也、又佗言申候て悪敷所早々知行被下候へば如何と存候故

かと存候。

これによると吉田佐太郎は、老職土井大炊頭利勝の掣であるが、大久保長安が佐渡を檢察し、罪状が明らかになったため、死罪に処せられ、また、清六はこの佐太郎の私曲を予め上申しなかったことから連坐し、御役御免に処せられた経緯を伝えている。しかしながら、このような僅か二年間にして田中・河村両奉行の罷免の措置は、明らかに幕府が四奉行制に基づく佐渡支配の消滅を企画したものであり、結局、このことは、大久保長安の直接支配を実施することによって、幕府直轄制の実質的な強化をはかろうとしたものである。そして、さらに田中清六らの初期豪商を、幕府権力のもとに改めて吸収することによって、裏日本沿岸の全般

的な商品流通に参画せしめる意図を示しているということができるのである。

## 注

- (1) 麓三郎『佐渡金銀山史話』(四—六頁)。拙稿「近世初期佐渡鉱山の支配について——とくに大久保石見守長安を中心に——」『信濃』第一八巻第一号。
- (2) 『朝野田閭哀榮』四七二巻。
- (3) 『佐渡年代記』巻之一、河村彦左衛門は慶長二年より五年にかけ検地を実施した。このときの石高は、二万四千三百二十九石五斗七合七勺(内、羽茂郡三千二百五石三斗一升四合七勺、雑太郡一万一千九百九十四石一斗七升三合、加茂郡九千三百三十石八升三合)で、これは正保年間まで不変であったという。
- 現在、佐渡郡相川町、大安寺境内には河村彦左衛門の巨大な五輪塔がある。
- (4) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三二頁)。
- (5) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三三頁)。
- (6) 「佐渡年代記」巻之一、慶長七年の項に、「奉行と命ぜられたるにあらず、今の御代官の類とみえたり」とあることから、所謂、佐渡代官に田中清六と河村彦左衛門が任命されたとみることができる。
- (7) 「佐渡年代記」巻之一、慶長六年の項。
- (8) 「佐渡志」巻六。(『佐渡叢書』第二巻所収)
- (9) 『敦賀志稿』巻四。

- (10) 「佐渡志」巻六。(『佐渡叢書』第二巻所収)。
- (11) 「田中宗親書上」。中村孝也『徳川家康文書の研究』(下巻之一(二一四頁))。

- (12) 拙稿「近世初期佐渡鉱山の支配について——とくに大久保石見守長安を中心に——」『信濃』第一八巻第一号。

- (13) 『朝野田閭哀榮』五〇三巻。

- (14) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三三四頁)。

## 豪商田中清六と敦賀

慶長八年に佐渡奉行所御用船新宮丸・小鷹丸の二艘が紀伊国において造船され、辻将監・加藤和泉によって廻漕されてきた。これによって瀬戸内海から赤間関を廻り、日本海を通って佐渡へ至る廻航通商は、天正末年より慶長年間にかけて、日本人の海外通商の活況を背景に技術的にも裏付けられたということができた。また寛文以降に本格化する、いわゆる西廻り海運の先駆的なものとみることができが、しかし、北奥羽・越後・佐渡と上方の交通は当時は敦賀・小浜まで海路で至り、それより上陸して、陸路で京へ上る方法が多く採用されていた<sup>(1)</sup>。

田中清六は、佐渡奉行を免職後は、「佐渡の御影にて金銀沢山に持申候故、御奉公の望もなく京に樂仕居申候<sup>(2)</sup>」との批難もあったといわれるが、他方では「其後致仕して敦賀に住事、前の如し御免馬一疋、道口駄札三百六十枚つゝ今尚賜はれり<sup>(3)</sup>」とあることから、引続き敦賀を拠点として、裏日本沿岸の流通機構に中心的役割を果たしており、翌慶長九年四月には、大久保長安より、次の

ような免状が与えられているのである。

田中清六殿之船六艘之内、御朱印之船者、令出入<sup>二</sup>無相違<sup>一</sup>可<sup>三</sup>ニ  
申付<sup>二</sup>候、以上

辰卯月八日

佐州浦々船奉行

大 石 見 判

田中清六の持船は、先に北国中の津湊に停泊する場合、諸役免除されたことを明らかにしたが、これによって、六艘の持船が沿岸航路に従事していたことを知ることができるのである。

初期豪商の物的基礎のうち、その主たるものは持船と蔵であり、とくに船は、ほど千石積程度で五、六艘が一般的であったという。建造費は一艘八十貫匁、全体で四、五百貫匁となり、これに蔵の建設費を含めれば、その投資額、または資産額は莫大なものになったという。<sup>(5)</sup> 敦賀を拠点とした田中清六は、こうした財力を背景として、北奥羽の南部氏に接近し、豊臣・徳川両政権の支配の浸透に大きな役割を果たしたということができるのである。西廻り海運の前進である北国海運が、すでに豊臣政権の下で初期豪商廻船問屋の舞台として活況を呈していたことは周知のことであるが、とくに寛文年間以前における奥州諸藩の物成の主要な輸送ルートは、上方市場との結節点に位置した、敦賀・小浜に積出して、その蔵元・問屋を媒介として、大津・京都に売払われていたという。<sup>(6)</sup> こうしたなかで、田中清六らが、初期豪商として持船によって活動していたことはいうまでもないのである。

また、市場構造が遠隔地間の海上輸送や販売が、未分化のままで投機的・冒險的な活動に委ねられていた段階においては、清六

らを含めた代官的豪商が、幕藩体制の確立過程で重要な役割を果たしていたといえるのである。

初期豪商田中清六正長は、晩年、京都に隠居し、剃髪して常秀と号したといひ、慶長十九年八月二十日、大坂冬の陣を前にして歿している。<sup>(7)</sup> 清六は常に法体姿の商人であったといわれている。

正妻はなかったが、実際には二子があり、長男の正繁は二代清六を襲名、田中家を相続し代々敦賀に住したという。<sup>(8)</sup> 弟は、『田中宗親書上』を記した清水寺宝性院僧都の宗親である。

#### 注

(1) 小村式「西廻り海運成立前の米穀流通―越後・佐渡を中心に―」(福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』(九九一〇〇頁)。

(2) 「田中宗親書上」『新庄古老覚書』(三四〇頁)。

(3) (4) 『敦賀志稿』巻四。

(5) 山口徹「初期豪商の性格」『日本経済史大系3 近世上』(一六〇頁)。

(6) 横山昭男「近世初期西廻海運の発達に関する諸問題」東北史学会『東北水運史の研究』(三一四頁)。

(7) 『高島郡志』(三一五頁)。

(8) 『盛岡岡市史』第二(三〇二―三〇三頁)。

#### おわりに

以上、裏日本の北国海運の展開を背景として活躍した、初期豪商田中清六正長について考察を加えてみた。清六は近江国高島郡

出身であるが、すでに信長・秀吉の鷹商として、北奥羽の遠隔地に往来した。やがて豊臣政権の全国的支配権の浸透の過程で、南部・戸沢・江刺の領内に入出し、鷹や馬の買入の他、諸国を巡行し、地方豪族の動静や意向を探索するなど、奏者あるいは隠密的機能によって辺境地域の中央直結の役割を果たすようになった。

秀吉の死後、家康によって政治権力が継承されると、清六は引き続き北奥羽の支配に参画し、このため持船は北国中の津湊で諸役が免除され、家康の保護を得て沿岸航路の豪商として機能を發揮したといえる。秋田氏の財政においても清六の手代が、上方商人と共に米の換金化に積極的な動きを示し、また関ガ原の前哨戦には、奥羽諸大名の陣容整備、尾張、犬山城主石川貞清への使者として、戦局の帰趨を決定する後背作戦に参加したのである。

周知のように関ガ原の戦によって、徳川氏は覇権を確立するが戦後、田中清六は鉱山直轄制に基き、初代佐渡奉行（代官）に河村彦左衛門と共に任ぜられている。この段階で清六は、敦賀に蔵屋敷を設け、金山御用の道の搬出を兼ねたことから、清六の佐渡奉行の任命は、代官頭大久保長安の下で、豪商代官として機能を北国海運と佐渡金銀山開発に統一的に發揮させようとする意図があったとみることができるのである。このことは、清六の佐渡奉行御役御免の翌慶長九年に、大久保長安の署名によって、改めて持船六艘が保護を加えられていることから明らかであろう。

田中清六は、豊かな経済力を背景に、奥州諸藩と上方市場の結節点に位置する敦賀を拠点に、初期豪商として活発な動きを示したといえることができるが、この点、「弥左衛門・清六二代商人に

て候へば、（亀屋栄任）かめ屋あいにん・（茶屋四郎次郎）後藤庄三等と一つに人々心得申候」とあるように、畿内・近江周辺を基盤とする初期豪商が領主的流通機構の展開を背景に、新たに政治権力のバック・アップによって、織豊政権から徳川政権のなかに組み込まれていく過程を知ることができるのである。

## 注

(1) 「田中宗親書上」「新庄古老覚書」(三四六頁)。

「付記」成稿に当り、史料の便宜をはかって頂いた岩手県立図書館・福井県立図書館、また発表の機会を与えて頂いた岩生成一博士に厚く謝意を表するしだいである。